

集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）

安倍内閣は、これまでの憲法の解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしています。

集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するものです。それは、海外での武力行使にたいする憲法上の歯止めを外し、日本を「海外で戦争する国」にしようとするものです。

この重大な転換を閣議決定で認めることは許されません。一内閣の判断で憲法解釈を勝手に変えることは、立憲主義の否定です。

本議会は憲法を破壊する集団的自衛権の行使容認に反対し、以下のことを求めます。

記

- 1、 憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を行わないこと。
- 1、 日本国憲法第9条を守り、生かすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2014年6月26日
摂津市議会

（日本共産党提出）